

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 12 月 7 日

更新日：令和 4 年 4 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒935-0006）

富山県氷見市稲積 355-2（トヤマケンヒミシイナヅミ 355-2）

名称（フリガナ）：特産氷見稲積梅生産組合（トクサンヒミイナヅミウメセイサンクミアイ）

代表者（管理人）の氏名： 組合長 西塚 信司

ウェブサイトのアドレス：—

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（うめ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：氷見稲積梅（ヒミイナヅミウメ）、Himi Inazumiume

4 明細書の変更

特産氷見稲積梅生産組合（以下「組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録にかかる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種・生産の方法の確認

組合は、生産者には場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した「栽培計画及び栽培記録」を作成させ、収穫終了後 2 カ月以内に提出させるとともに、組合は、年 1 回、生産者に対する現地調査を実施し、「作況評価シート」に記録する。それにより、品種・栽培の方法を遵守しているか否かを確認し、「総括表」に記録する。

（2）出荷規格の確認

「氷見稲積梅」の選果は、組合の共同選果場において行い、出荷規格を遵守しているかを確認し、「納品書」に記録する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に、現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

組合は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当該生産者の生産した梅の出荷を停止する。

(2) 講習会等による指導

組合は、年に1回以上、総会等の機会を利用し、全生産者に対し、明細書の内容（品種・栽培の方法・出荷規格等）について周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 組合は、前記5の確認の際に、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしている梅についてのみ、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章（GI マーク）が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「氷見稲積梅」を使用している包装等についても確認する。

(2) 組合は、(1)の確認の際に、以下の梅がないかを確認する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていない梅であるにもかかわらず、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章が使用されている梅
- イ 地理的表示である「氷見稲積梅」のみが使用されている梅
- ウ 登録標章のみが使用されている梅
- エ 地理的表示である「氷見稲積梅」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている梅

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 組合は、7の確認の際、以下に該当する場合は、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わなかった場合には、組合は、当該生産者の生産した梅の出荷を停止する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていない梅にもかかわらず、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章が使用されている場合
- イ 地理的表示である「氷見稲積梅」のみが使用されている場合
- ウ 登録標章のみが使用されている場合
- エ 地理的表示である「氷見稲積梅」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 講習会等による指導について

組合は、年に1回以上、総会等の機会を利用し、全生産者に対し、地理的表示及び登録標章の使用について、周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
組合が作成した総括表（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記 9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、組合の事務所に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

- ア 栽培計画及び栽培記録
イ 作況評価シート
ウ 納品書

11 連絡先

Age Group	Percentage Vaccinated
18-24	15%
25-34	85%
35-44	25%
45-54	10%
55-64	20%
65-74	25%
75+	20%

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 12 月 7 日

更新日 令和 6 年 3 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒935-0003) トヤマケン ヒ ミ シ マジマ 富山県氷見市間島 1-3

名称（フリガナ）：イナヅミウメ サトシンコウカイ 稲積梅の里振興会

代表者（管理人）の氏名：会長 藤井 清治

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（うめ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヒ ミ イナヅミウメ 氷見稲積梅、Himi Inazumiume

4 明細書の変更

稲積梅の里振興会（以下「振興会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録にかかる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種・生産の方法の確認

振興会は、生産者には場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した「栽培計画及び栽培記録」を作成させ、収穫終了後 2 カ月以内に提出させるとともに、振興会は、年 1 回、生産者に対する現地調査を実施し、「作況評価シート」に記録する。それにより、品種・栽培の方法を遵守しているか否かを確認し、「総括表」に記録する。

（2）出荷規格の確認

「氷見稲積梅」の選果は、振興会の共同選果場において行い、出荷規格を遵守しているかを確認し、「納品書」に記録する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、振興会は、臨時に、現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

（1）品種及び栽培の方法について

振興会は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、振興会は、当該生産者の生産した梅の出荷を停止する。

(2) 講習会等による指導

振興会は、年に1回以上、総会等の機会を利用し、全生産者に対し、明細書の内容（品種・栽培の方法・出荷規格等）について周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 振興会は、前記5の確認の際に、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしている梅についてのみ、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章（GIマーク）が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「氷見稲積梅」を使用している包装等についても確認する。

(2) 振興会は、(1)の確認の際に、以下の梅がないかを確認する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていない梅であるにもかかわらず、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章が使用されている梅
- イ 地理的表示である「氷見稲積梅」のみが使用されている梅
- ウ 登録標章のみが使用されている梅
- エ 地理的表示である「氷見稲積梅」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている梅

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 振興会は、7の確認の際、以下に該当する場合は、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わなかった場合には、振興会は、当該生産者の生産した梅の出荷を停止する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていない梅にもかかわらず、地理的表示である「氷見稲積梅」及び登録標章が使用されている場合
- イ 地理的表示である「氷見稲積梅」のみが使用されている場合
- ウ 登録標章のみが使用されている場合
- エ 地理的表示である「氷見稲積梅」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 講習会等による指導について

振興会は、年に1回以上、総会等の機会を利用し、全生産者に対し、地理的表示及び登録標章の使用について、周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

振興会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 特定農産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
振興会が作成した総括表（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

振興会は、前記 9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、振興会の事務所に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

- ア 栽培計画及び栽培記録
- イ 作況評価シート
- ウ 納品書

11 連絡先

